



ブナリン



イワッペ



アキョちゃん

第 2 0 9 8 - 1 号
平成 2 9 年 7 月 2 8 日
発行：只見町
編集：総合政策課
広報広聴係
http://www.tadami.gr.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp

**高卒程度・一般事務職
只見町職員採用
候補者試験
申込受付中**

次のとおり、平成30年度只見町職員（高校卒程度・一般事務職）採用候補者試験の申し込みを受け付けております。

○職種及び採用予定人員
・一般事務職 若干名

○受験資格（学歴不問）
平成5年4月2日から
平成12年4月1日までに
生まれた者

○試験の方法
【第1次試験】
教養試験（高校卒程度）及び
一般性格診断検査・職場適応
性検査・事務適性検査
【第2次試験】（1次試験合格者）
小論文・面接による試験

○第1次試験の日時・会場
・日 時 9月17日（日）
午前9時受付
午後2時30分

・会場 県立田島高等学校
（南会津町田島字田部原 260）

○発表
役場掲示板に合格者受験番号を
掲示するほか、本人に通知しま
す。

○採用
合格者は採用候補者名簿に登載
され成績順に町長が採用者を決
定する。（この名簿の有効期間は
1年間）

○受験手続及び受付期間
【申込用紙の請求】
申込用紙は総務課及び朝日・
明和振興センターで交付しま
す。（郵送による場合は、120
円切手を貼った自分宛返信用封
筒角2号を添付すること。）
【申込方法】
申込用紙を総務課に持参又は
郵送により提出する。（いずれの
場合も82円切手を貼った自分
宛の返信用封筒角3号を添付す
ること。）
【申込締切】
平成29年8月10日まで。（郵送

による場合は、8月8日までの
消印のあるものに限る。）
※詳しくは、総務課総務係までお
問い合わせください。

〈総 務 課〉
TEL 82・5210

**8月は
「道路ふれあい月間」**

道路は、私たちの毎日の生活を
支える欠くことのできない基本的
な社会資本ですが、あまりにも身
近な存在であるため、その重要性
が見過ごされがちです。8月の
「道路ふれあい月間」を契機にも
う一度見直してみませんか。
今年の「道路ふれあい月間」推
進標語の代表作は次のとおりで
す。

「この道で
おはよう さよなら
ありがとう」
〈環 境 整 備 課〉

- 今週の行事 -

7月31日（月）農業委員会定例会（只見町役場）13:30～
8月 1日（火）1歳6か月児健診（保健福祉センター）12:45～13:00 受付
3歳6か月児健診（保健福祉センター）13:00～13:15 受付
～次週の予定～
8日（火）集団フッ化物歯面塗布（保健福祉センター）

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（TEL 82 - 5240）へお問合せください。

求人者名	職種	賃金(円)	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
只見環境リサイクル㈱	廃棄物処理、運搬業 雇用期間の定めなし	正社員 月額 140,000～220,000円	只見町大字櫛戸字二本柳 1481 電話 82-2230	8:30～17:00 週休2日（土・日）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定不可）
		正社員以外 時給 850～1,000円				
只見町介護老人保健施設こぶし苑	施設介護員 4ヶ月以上	正社員以外 日給 6,590～8,120円	只見町大字長浜字唱平 31 電話 84-2101	交代制あり ①7:00～16:00（早番） ②9:00～18:00 ③17:30～9:30（夜勤） ④11:00～20:00（遅番）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
NPO法人ゆいネット只見	調理（給食提供） 雇用期間の定めなし	正社員 月額 140,000～150,000円	只見町大字只見字原 705 電話 090-7938-7597 就業場所 奥会津学習センター	交代制あり ①6:00～14:45 ②11:45～20:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
	調理補助（給食提供） 雇用期間の定めなし	正社員以外 時給 800円～				
㈱コスモティカルサポート小規模多機能施設桜の丘	介護員 雇用期間の定めなし	正社員 月額 155,600～182,400円	只見町大字只見字原 707-1 電話 82-5006	交代制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～10:00（休憩120分）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種（オートマチック限定可）
		正社員以外（パート） 時給 720円～				
㈱季の郷湯ら里	接客（レストラン・宴会場） 雇用期間の定めなし	正社員以外 時給 850円～	只見町大字長浜字上平 50 電話 84-2888	17:00～22:00 週1日～週5日 希望に応じます	雇用 労災	普通自動車運転免許一種
㈱JPハイテック	土木技術者（ダム管理・補修工事） 雇用期間の定めなし	正社員 月額 132,800～276,800円	只見町大字只見字新屋敷 1604 ㈱JPハイテック田子倉事業所 電話 82-2305	8:30～17:00	雇用 労災 健康 厚生 財形	普通自動車運転免許一種 2級土木施工管理技士（同等含む） パソコン操作（ワード・エクセル） ※書類選考有

〈観光商工課〉

あさひヶ丘居住棟の

入居者募集

次のとおり、あさひヶ丘居住棟の入居者を募集します。冬期間の利用希望の方も今回申し込みをしてください。

○入居資格等

町内に居住するおおむね65歳以上の一人暮らしの方及び高齢夫婦のみの世帯であって、独立して生活することに不安のある方に一定期間同居を提供します。

なお、自立して生活できるところが条件となります。

○申込締切 9月1日(金)

○申込み・問合せ先

只見町高齢者生活福祉センター
(Tel 84・7005)
〈保健福祉センター〉

吹奏楽体験

を開催します

ジャズ演奏を体験しませんか。音研の方々やプロのミュージシャンから、ご指導いただきます。参加料は無料です。

○楽器体験日

午後7時～8時まで

・トランペット、トロンボーン

7月31日～毎週月曜日
・サックス

○ところ 8月1日～毎週火曜日

町下体育館(旧武道場)

○対象 小学4年生以上

・中学生・高校生

○申込先 教育委員会へ電話にて

申込ください。

○定員 トランペット 4名

トロンボーン 3名

サックス 5名

定員になり次第締め切らせていただきます。

○問合せ先 教育委員会

(Tel 82・5320)

〈教育委員会〉

石灰の配布と

家屋消毒機械の貸出しのお知らせ

この度の大雨で家屋浸水された方を対象に、消毒のための石灰の配布と、消毒機械の貸出しを次のとおり行っております。

○石灰配布場所

・町民生活課

・朝日、明和振興センター

○消毒機械貸出し場所

・町民生活課

・明和振興センター

只見町敬老会

のお知らせ

永年、町の発展のためにご尽力をいただきました高齢者の方々をお迎えして、長寿をお祝いする敬老会を開催いたします。対象となる75歳以上(平成30年3月31日基準)の方々には、後日婦人会を通じて招待状をお送りしますので、お誘い合わせてご出席ください。

保育所児童、婦人会員の方による楽しいアトラクションも用意しています。みんなで長寿をお祝いしましょう。

○開催日

只見地区 9月16日(土)

朝日地区 9月9日(土)

明和地区 9月10日(日)

○開催時間

午前11時～午後1時

○開催場所

季の郷 湯ら里

〈保健福祉課〉

〈三地区婦人会〉

○問合せ先

只見町青少年健全育成町民会議

〈教育委員会〉

只見町 青少年健全育成町民会議協賛金について

青少年健全育成町民会議では昨年度まで町内各戸より協賛金の協力をいただいておりますが、今年度から町内各戸への協賛金のお願いを行わないこととなりました。これまでの協力ありがとうございました。

なお、今後も町補助金により各種町民会議事業を実施いたしますので、ご協力よろしくお願ひします。

〈只見町青少年健全育成町民会議〉

〈教育委員会〉

～農林水産物のモニタリング結果～

～福島県のモニタリング調査結果～

採取場所 (製造場所)	品名	採取日 (製造日)	結果 公表日	検査結果(Bq/kg)		
				セシウム 134	セシウム 137	合計
只見町内	トマト(施設)	7月18日	7月21日	不検出	不検出	不検出

〈農林振興課〉

みんなの伝言板

◆自衛隊福島地方協力本部より自衛官候補生等の募集のお知らせ

採用種目	資格	試験内容	日時	試験会場	備考
自衛官候補生(男子)	18歳～27歳未満	筆記試験	9月16日(土) 午後	会津大学	筆記試験、口述試験・身体検査の両方を受験します。
		口述試験 身体検査	9月24日(日)～29日(金) 10月1日(日) ※指定する1日	福島駐屯地 郡山駐屯地	
自衛官候補生(女子)	18歳～27歳未満	筆記試験 口述試験 身体検査	9月23日 (土・祝)	郡山駐屯地	

○受付期間 年間を通じて行っております。

採用種目	資格	試験内容	日時	試験会場	備考
一般曹候補生	18歳～27歳未満	1次試験(筆記)	9月16日(土) 午前	会津大学	1次試験合格者の2次試験(口述試験・身体)については、後日通知します。
		2次試験(口述試験・身体検査)	10月5日(木)～8日(日) ※指定する1日	福島駐屯地 郡山駐屯地	
航空学生	海:18歳～23歳未満 空:18歳～23歳未満	1次試験(筆記)	9月18日 (月・祝)	郡山市労働福祉会館	

○受付期間 7月1日(土)～9月8日(金)

○問合せ先

自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所 (Tel 0242-27-6724)

広報
ただみ
おんらせぽん

第 2 0 9 8 - 2 号
平成 2 9 年 7 月 2 8 日
発行：只 見 町
編集：総 合 政 策 課
広 報 広 聴 係
http://www.tadami.gr.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



ブナリン イワッペ アキョウちゃん

国民健康保険保険証の更新

新しい保険証・高齢受給者証を郵送により交付しましたので、8月1日から使用してください。また、限度額適用（標準負担額減額）認定証又は特定疾病療養受療証が必要な方は認定申請をお願いします。

なお、古い保険証などは8月1日以降に役場関係窓口へお返してください。

（朝日診療所に受診の際、診察所窓口にお返しいただいても結構です。）

新しい保険証が届いていない場合は保健福祉課保健係（Tel 84 - 7005）へご連絡ください。

〈保 健 福 祉 課〉

飲料水(水道水)放射性物質モニタリング結果

福島県による飲料水（水道水）モニタリング検査の結果（放射性物質の測定結果）をお知らせします。

採取日	採取場所	検査結果
7月 6～7日	只見統合簡易水道 次の各地区水源 小林、黒谷、熊亀、塩沢、只見、寄岩、叶津、 不動堂（計8か所）	検出されない

※水道水中の放射性物質（ヨウ素、セシウム等）が検査の対象です。

今後も検査は継続され、随時検査結果を公表します。

〈環 境 整 備 課〉

朝日地区親善ソフトボール大会

次のとおりソフトボール大会を開催します。帰省された方々と一緒に、心地よい汗を流してみませんか。皆様の参加をお待ちしております。

○と き 8月14日（月）午前8時30分 集合 午前9時試合開始

○ところ 只見中学校校庭

※小雨決行ですが、校庭の状態不良の場合は中止とし、広報無線で午前6時50分にお知らせします。

〈朝日ソフトボールクラブ〉

〈朝日振興センター〉

明和地区お盆帰省者歓迎野球大会

次のとおり明和地区お盆帰省者歓迎野球大会を次の通り開催します。野球を通して帰省された方々と楽しく交流しませんか。

皆様のご参加をお待ちしております。

○と き 8月16日（水）午前8時より明和小学校校庭で開会式

○ところ 明和小学校校庭及び只見中学校校庭

※小雨決行ですが、校庭の状況が不良の場合は中止とし、広報無線で午前6時50分にお知らせいたします。

〈明和自治振興会〉

〈明和振興センター〉

みんなの伝言板

◆只見町商工会より20%プレミアム付き「只見町スーパープレミアム商品券」

一般販売のお知らせ

8月1日（火）午前9時より「只見町スーパープレミアム商品券」を販売します。

○発行総額 8,000万円

○販売日時 8月1日（火）午前9時より

○商品券販売所 只見地区 ふじた はせべ商店 商工会

朝日地区 倉田屋 富士久

明和地区 川原田商店 うおかく

○購入対象者 購入希望の16歳以上のご本人様（町外の方もご購入できます）

ただし、只見町民の方が購入する際は、家族による代理購入を認めます。

○子育て応援 今年度は、只見町にお住まいの16歳未満のお子さんの分について保護

者による代理購入ができます。

子供用品等の購入にご活用下さい。

○販売価格 1セット5,000円（1,000円の商品券6枚入り）

○購入限度額 発行総額のうち、お一人様10セット（50,000円）まで

○使用可能事業所 チラシの裏面に記載しております。

○使用期限 平成30年1月31日（水）まで（それ以降は無効になります）

なお、ご不明の点がございましたら、只見町商工会までお問合せ下さい。

○問合せ先 只見町商工会（Tel 82 - 2380）

◆福島地方法務局不動産登記部門より「法定相続情報証明制度」のお知らせ

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度は、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明するものです。この制度を利用することで、各種相続手続きで複数の戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。

手続先が複数ある場合、手続きが同時に進められているなど、とても便利な制度となっておりますので、ぜひ活用ください。

発行に必要な書類など、詳しくは法務局ホームページ又は、問い合わせください。

○問い合わせ先

〒960 - 8021 福島市霞町1番46号

福島地方法務局不動産登記部門（024 - 534 - 2045）

みんなの伝言板

◆河井継之助記念館より企画展示のお知らせ

河井継之助記念館では、戊辰戦争終結150周年を前に、会津戦争にスポットを当てたコーナーを設け公開しております。どうぞご覧くださいませ。

- 企画展示 会津若松城 開城 ～忠誠を貫いた会津～
- 開館時間 午前10時～午後4時（最終入館時間） ※毎週木曜定休日
- 入館料 大人300円 小人150円
- 問合せ先 河井継之助記念館（Tel82-2870）

〈株式会社会津ただみ振興公社〉

◆建退共支部より「建退共制度」のお知らせ

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主 建設業を営む方
- 対象となる労働者 建設業の現場で働く人
- 掛け金 日額310円
- 特徴

- ・国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象になります。
- ・掛金の一部を国が助成します。
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

○建退共制度の特例設置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

○建退共から事業主の皆様へお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適切に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

※ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が掲載されています。詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

○問合せ先

〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター内
建設業退職金共済事業支部（Tel024-523-1618）

平成29年 8月 外来診療予定表

朝日診療所

予約による診療です。前日までに予約してからお越しください。

電話予約受付時間 午後1:30～午後3:00（休診日をのぞく月～金）

電話予約受付専用番号 0241-84-2200

※急患のときは(夜間や休日のときも) まず、0241-84-2221 (代)にお電話を。

※診察券をお持ちの方は、お手元に用意してお電話ください。

※医師不在等により予定が変更になる場合があります。

	1(火)		2(水)		3(木)		4(金)		5(土)	6(日)
	1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	休診	
午前	渡邊	森	根元	渡邊	若山	整形	若山	森		
午後	根元	-	若山	-	渡邊		渡邊	-		
	夕方外来	若山								

	7(月)		8(火)		9(水)		10(木)		11(金)	12(土)	13(日)
	1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診	休診		
午前	若山	根元	渡邊	森	根元	渡邊	若山	森			
午後		-	根元	-	若山	-	渡邊	-			
	夕方外来	若山									

	14(月)		15(火)		16(水)		17(木)		18(金)		19(土)	20(日)
	休診		休診		休診		1診	2診	1診	2診	休診	
午前							若山	整形	若山	森		
午後							渡邊		渡邊	-		

	21(月)		22(火)		23(水)		24(木)		25(金)		26(土)	27(日)
	1診	2診	休診									
午前	若山	根元	根元	森	根元	若山	若山	森	若山	森		
午後		-		-	若山	-	根元	-		-		
	夕方外来	若山										

	28(月)		29(火)		30(水)		31(木)	
	1診	2診	1診	2診	1診	2診	1診	2診
午前	若山	根元	渡邊	根元	根元	渡邊	若山	渡邊
午後		-	根元	-	若山	-	渡邊	-
	夕方外来	若山						

平成29年度後期高齢者医療制度のおしらせ

◆後期高齢者医療保険料の算出方法

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計となります。
保険料は個人ごとに算定され、一人ひとりが納めます。

均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)	=	平成29年度保険料額
41,700円 ※1		平成28年中の所得から基礎 控除33万円を差し引いた額 × 8.19% ※2		均等割額と 所得割額の合計 (上限は57万円です)

- ※1 世帯の所得に応じて軽減措置があります。詳しくは、下記①をご覧ください。
※2 被保険者の所得に応じて軽減措置があります。詳しくは、下記②をご覧ください。

◆後期高齢者医療保険料の軽減

① 均等割額の軽減

所得の少ない方は、被保険者と世帯主の所得に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額 ※3
9割軽減	33万円以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)のとき
8.5割軽減	33万円以下のとき
5割軽減	(33万円+27万円×世帯の被保険者数)以下のとき
2割軽減	(33万円+49万円×世帯の被保険者数)以下のとき

※3 公的年金所得については特別控除15万円を差し引いた額で判定し、事業所得などで事業専従者控除を受けている場合は、控除前の額で判定します。

② 所得割額の軽減

平成28年中の所得から基礎控除33万円を差し引いた額が58万円以下の場合、所得割額が2割軽減されます。※4

※4 平成30年度からは、この軽減措置は無くなります。

③ 社会保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日において、社会保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が7割軽減されます。なお、社会保険等の被扶養者であった方との確認ができるまでは、この軽減措置を適用しない保険料額で賦課することがあります。(この場合、確認ができた後に軽減措置後の保険料額に更正されます。) ※5

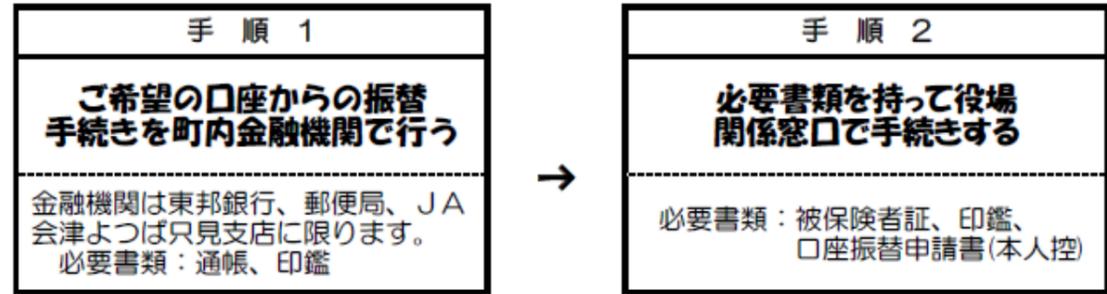
※5 平成30年度は、5割軽減となります。

◆後期高齢者医療保険料の納付の方法

保険料は、原則として特別徴収(年金から天引き)されます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の1/2を超える方など一部の方については、普通徴収(納付書又は口座振替)により納付することとなります(ほとんどの方は介護保険料が特別徴収の場合後期高齢者医療保険料も特別徴収となります)。

なお、特別徴収(年金から天引き)によらず、普通徴収(口座振替に限る)を希望される方は、申し出(手続き)をしていただくことにより変更できます。※6※7※8

普通徴収への変更を希望される方は、次の手順により手続きをしてください。なお、手続きされた日から口座振替の開始まで3ヶ月程度かかりますので、ご了承願います。※9



- ※6 納付した保険料を所得税等の社会保険料控除に適用できる人は、年金天引きの場合は年金受給者、口座振替の場合は口座名義人に限ります。
※7 年金天引きから口座振替に変更した場合、納期は下記「後期高齢者医療保険料の納期」に記載の<特別徴収>から<普通徴収>の納期に変わりますので、ご留意願います。
※8 昨年8月の保険料額決定通知書送付時(又は加入時)に、被保険者全員にこれに係るチラシを送付しておりますので、既に手続き済みの方は新たに手続きする必要はございません。
※9 年金からの天引きはそのまま、納付書による納付分(が発生した場合)のみを口座振替としたい方は手順1のみ手続きしてください。

◆後期高齢者医療保険料の納期

平成29年度後期高齢者医療保険料の納期は以下のとおりです。

徴収種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収					●	●	●	●	●	●		

○…仮徴収
●…本徴収

特別徴収…偶数月に支払われる年金から天引きして納める方法です。

普通徴収…納付書により窓口納付又は口座から振替納付する方法です。納期限：各月25日

仮徴収…特別徴収のみですが、所得未確定のため、前年度の賦課状況を基に算定した額が4・6・8月に年金から天引きとなります。

本徴収…28年中の所得が確定後、29年度保険料年額を確定し、仮徴収額との差額を各納期に振分けて賦課されます。(保険料額決定通知書及び納付書は8月10日頃郵送します。)

仮徴収されない方は8・9月は普通徴収となり、10月から特別徴収と普通徴収に分かれます。

◆保険料は納期内に必ず納めましょう!

被保険者の皆さんが病院などに掛かったときの医療費は、医療機関で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割が被保険者の皆さん一人ひとりの保険料でまかなわれています。大切な財源となっておりますので、保険料は納期内に必ず納めましょう。

◆後期高齢者医療の被保険者となる方

① 75歳以上の方

75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者となります。
(生活保護を受けている方を除きます)

② 65歳～74歳で一定の障がいがある方

一定の障がいがある方で、申請により福島県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた場合は被保険者となります。(対象者へは対象になった時点でお知らせしておりますが、一部の方の把握が困難となっております。対象になると思われ、加入を希望される方は担当へお問い合わせください)

◆被保険者証の更新について

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証(ピンク色)は7月31日で有効期限が切れます。8月1日から有効の新しい被保険者証(オレンジ色)は7月21日に被保険者様宛て郵送しております。まだ届いていない方は担当へお問い合わせください。

なお、今までご使用の被保険者証は、只見町役場関係窓口へお返しください。

◆医療費の負担割合

被保険者の皆さんが医療機関で保険診療を受けた時の自己負担割合は次のとおりです。

現役並み所得者 ※10	3割
一般	1割

※10 当年度(当年4月～7月までは前年度)の住民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその世帯に属する被保険者です。

なお、下記要件に該当する方は申請により負担割合が1割になる措置があります。(対象者へは随時ご連絡しております。)

ア 被保険者が1人の世帯の場合

被保険者の収入が383万円未満 又は、同世帯の70歳から74歳の方及び被保険者の合計収入が520万円未満

イ 被保険者が2人以上の世帯の場合

被保険者の合計収入が520万円未満

◆療養費の支給申請について

保険医療機関に被保険者証の提出ができないために医療費の全額を支払った場合や、保険診療において必要と認められた補装具代を支払った場合に、自己負担相当額を除いた額が支給されますので、領収書、印鑑、振込先通帳等をお持ちのうえ役場関係窓口へ申請してください。 ※11

※11 被保険者証の提示ができず医療費の全額を支払った場合は、医療機関に申し出て「診療報酬明細書」を受領し、申請時に提出してください。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証について

高額な外来診療を受ける場合と、医療機関に入院した場合の医療費の月当たり自己負担限度額と食事代について、一般の方より低い額を適用するため、医療機関窓口に表示するものです。

世帯員全員が住民税非課税の世帯の被保険者が該当しますので、高額な外来診療を受ける場合又は医療機関へ入院することとなった場合は役場関係窓口へ交付申請してください。

この証を医療機関窓口に表示した場合の限度額等は下表の太枠のようになります。

適用区分	入院時の食事代 (1食あたり)	療養病床入院時		自己負担限度額(月額)	
		食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)	入院+外来 (世帯単位)	外 来 (個人単位)
区分Ⅰの方 ※12 高齢福祉年金受給者	100円	130円	320円※14	15,000円	8,000円
		100円※12	0円※12		
区分Ⅱの方	長期入院 非該当 210円 長期入院 該当※13 160円	210円	320円※14	24,600円	
一般の方 ※15	360円 (平成30年4月からは460円)	460円又は 420円	320円※14	57,600円 (多数回44,400円※16)	14,000円 (年間上限 144,000円)
現役並み所得の方 ※15	360円 (平成30年4月からは460円)	460円又は 420円	320円※14	80,100円+(医療費- 267,000円)×1% (多数回44,400円※16)	57,600円

※13 区分Ⅱ(住民税非課税世帯のうち、世帯員に80万円を超える年金収入又は総所得金額が1円以上ある世帯の被保険者の区分)の方の場合、過去1年間(区分Ⅱで認定証の交付を受けている期間中に限ります)の入院日数が91日以上の場合、申請により長期入院該当の食事代(療養病床入院時を除く)に減額されますので、入院日数が91日以上となったことが確認できる書類(医療機関の領収書等)をお持ちのうえ、役場関係窓口へ申請してください。なお、証における長期入院該当日は申請日の翌月からとなり、申請日から当月末までの分は後日差額を支給申請していただくこととなります(領収書、振込先通帳等をお持ちのうえ役場関係窓口へお出ください)。

※14 平成29年10月以降、疾患・状態に応じて370円又は200円に改正されます。

※15 一般の方と現役並み所得の方の限度額が、平成29年8月から一部改正されました。

※16 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から多数回該当となります。

◆高額療養費について

1ヶ月の医療費の自己負担合計額が自己負担限度額(上表)を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。支給を受けるためには申請が必要ですが、支給対象の有無にかかわらず、一度申請すれば以後の申請は要しません。(支給は概ね受診月の4ヶ月後となります)

なお、口座振込によるお支払いとなりますので、過去に申請をした方で、振込先を変更したい方は、再度申請書の提出をお願いします。

郵便局口座の場合は、振込用の店名・口座番号となります。通帳をご確認ください。

各種申請等手続きは…保健福祉センター、只見町役場町民生活課、朝日・明和振興センター
お問い合わせは…只見町役場 保健福祉課 保健係(保健福祉センター内) 84-7005
又は 福島県後期高齢者医療広域連合 024-528-9025